

行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出要綱

平成21年10月15日

告示第274号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行田市の行田ゼリーフライキャラクター「こぜにちゃん」と行田フライキャラクター「フラベえ」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すことにより、行田ゼリーフライ・行田フライを広くPRするため、着ぐるみの貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

(貸出の申請)

第3条 借受けを希望する者は、あらかじめ行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借受けしようとする日の3月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により通知するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 行田市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与

え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 着ぐるみの貸出しの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用すること。

(2) 貸出期間を遵守すること。

(3) その他特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第7条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、市長はその承認を取り消すことができる。この場合において市長は行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認取消し通知書（様式第4号）によりその者に通知するものとする。

2 市は、借受者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者が着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(市の責任)

第10条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

平成 年 月 日

行田市長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおりキャラクター着ぐるみを借受けたいので申請します。

記

1 着ぐるみの種類

行田ゼリーフライキャラクター「こぜにちゃん」

行田フライキャラクター「フラベえ」

2 使用用途

.....

3 使用期間

.....年 月 日 から年 月 日 まで

4 借受日・返却日

.....年 月 日 借受年 月 日 返却

5 担当者連絡先

氏 名 電話番号

6 添付書類（企画書等）

※着ぐるみの貸出については、「行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出要綱」に従います。

様式第2号（第4条関係）

行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書

行商第 号
平成 年 月 日

様

行田市長



平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

記

承認内容

1 承認する着ぐるみの種類

- 行田ゼリーフライキャラクター「こぜにちゃん」
 行田フライキャラクター「フラベえ」

2 貸出期間

貸出日 年 月 日

使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

返却日 年 月 日

3 注意事項

- (1) 行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書の申請内容のとおりを使用すること。
(2) 行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

行商第 号
平成 年 月 日

様

行田市長



平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出しについて、下記の理由により不承認とします。

記

1 不承認する着ぐるみの種類

- 行田ゼリーフライキャラクター「こぜにちゃん」
- 行田フライキャラクター「フラベえ」

2 不承認の理由

様式第4号（第7条関係）

行田ゼリーフライ・行田フライキャラクター着ぐるみ貸出承認取消し通知書

行商第 号
平成 年 月 日

様

行田市長



平成 年 月 日付け行商第 号で承認しました着ぐるみの貸出しに
ついて、下記の理由により取消します。

記

1 取消しする着ぐるみの種類

- 行田ゼリーフライキャラクター「こぜにちゃん」
 行田フライキャラクター「フラベえ」

2 取消しの理由